

CONTENTS

page	
1	過労死防止大綱の見直し案 勤務間インターバルなど6つの数値目標
2	特集 パワハラ防止措置を企業に義務付け！？ パワハラ防止策の強化に向け検討会報告書
4	TOPICS <ul style="list-style-type: none"> ●社員の健康づくり 禁煙対策のアイデアは？ ●人材育成に「何らかの問題がある」事業所 75.4% ●在留外国人数は過去最高の約 256 万人 ●無期転換ルール緊急相談ダイヤル
6	人事労務の法律ミニ教室 喫煙休憩中の賃金を控除してもいい？
7	助成金を活用しましょう 4月より各種助成金が変わっています
8	活かしていますか？ 就業規則 労働契約の終了を定める
8	労務ひとこと 大学生に労働法の知識を

過労死防止大綱の見直し案 勤務間インターバルなど6つの数値目標

厚生労働省は4月24日「過労死防止大綱」の見直し案を公表しました。

過労死防止大綱とは、将来的に過労死をゼロにすることを目指し、国や地方公共団体が取り組むべき対策を定めたものです。つまり、厚生労働省はこの大綱に即して、各対策に取り組んでいくのです。

大綱は、過労死等防止対策推進法に基づき2015年に初めて策定され、3年後をめどに見直すことになっていました。過労死および過労自殺で労災認定された件数は、大綱ができた後も減少していません。

建設、メディア業界の実態調査を

大綱の見直し案では、右のとおり6

つの数値目標を掲げています。

また、過労死等が多く発生している
と指摘される「自動車運転従事者、教
職員、IT産業、外食産業、医療等」

の業種に加え、「建設業、メディア業界」
など重層下請構造で長時間労働が指摘
される業種を、重点的な実態調査の対
象に追加しています。

6つの数値目標

- ① 週60時間以上の雇用者の割合
2017年は12.1% ⇒ 2020年までに5%以下に
- ② 勤務間インターバル制度
2017年の導入企業1.4%、制度を知らない企業が多い ⇒ 数値目標は未定
- ③ 年次有給休暇の取得率
2016年は49.4% ⇒ 2020年までに70%以上に
- ④ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合
2016年は56.6% ⇒ 2022年までに80%以上に
- ⑤ 仕事上の悩みの相談先のある労働者の割合
2016年は71.2% ⇒ 2022年までに90%以上に
- ⑥ ストレスチェックの結果を分析し職場の改善に活用した事業場の割合
2016年は37.1% ⇒ 2022年までに60%以上に